

平成18年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成18年10月3日(火)午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所

熊本テルサ2階「ひばり」

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、河上委員、木田委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、渡邊委員(13人中10人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

松岡総括審議員、坂本環境政策課長、福留課長補佐、内東主幹、東参事、工藤参事、河野主任

(3) 事業者等

松岡開発株式会社代表取締役松崎忠一 他6人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者1社

4 議 題

- ・ 熊本県環境影響評価審査会の運営について
- ・ 「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」現地視察に係る事業概要説明について

5 議事概要

- ・ 熊本県環境影響評価審査会の運営について
熊本県環境影響評価条例施行規則第58条に基づき、審査会会長に北園委員が互選され、また会長職務代理者に木田委員が指名された。
- ・ 「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」現地視察に係る事業概要説明について
事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。
事業者(松山開発株式会社、委託先である(株)環境と開発)から、事業概要についての説明が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

委員	12頁の図2 - 6 分けて埋めるということだったが、どちら側から埋めるのか。
事業者	埋立地としては、こちら側（遮水壁の右側）からということになる。
委員	遮水壁の左側は、GLが下がっているところを平らにすることか。
事業者	そのとおり。
委員	17頁でのポンプの位置は。
事業者	あまり下にあると管理上好ましくないので、少し上になってくると思うが、青い管が底面にあって、遮水壁の上にもう一つ管がある。下で集めて上にポンプで上げて集めていく。
委員	ピンクの管は雨水対策という説明だったが。
事業者	雨水の集排水管として使用するもの。
委員	雨水があんまり埋立の方に入ると、また有機物がそちらに移るといった話だったが。
事業者	一気に埋立てていくのではなく、区画ごとに埋立てる。廃棄物を埋め立てていない区画については、廃棄物に触れていないので、別の管で雨水としてそのまま排出する可能性もある。 また、細かい区域割りについては、今後の地盤の調査等をアセスの中でやりながら変更になる可能性もある。
委員	雨水としてそのまま排出される水はきれいなのか。また、水処理した後の水はどうなのか。
事業者	基本的には埋立区域からそうでない区域には水を通さないなので、埋め立てていない区画の雨水はそのまま排出するため、きれいな水である。水処理された水については、法律に基づいて検査を行う。
委員	遮水保護層は、人工のシートは使わないのか。シルト層をそのまま使うのか。
事業者	遮水用に使用する粘土層に直接廃棄物が触れないようにするだけなので、

	シートは使用しない。シルト層を出して、その上に人工的に砂を敷き詰めることになる。
委員	シルト層の強度はどうか。
事業者	方法書には入れていないが、今後検査をしながら、重機が十分乗れる強度があるのかなど検討したい。
委員	粘土層があれば、遮水シートは必要ないのか。
事業者	法律上、遮水の性能を満たすものであれば必要ない。
委員	完璧に上から落ちていかないということではないのでは。法律の基準内だからということではないのか。結局は少し漏れるということでは。
事業者	検査をしながら、連続した遮水層かどうかを調べた上で、この層が遮水層として適当かどうか判断をしていきたい。
委員	埋立の高さが10m位になるが、重圧でかなり下に影響するということはないのか。
事業者	先程の強度も含め統一的な検査をした上で土木的計画をして、最終的な構造をすべて決めていかなければならないと考えている。
委員	その辺りのことはどこかに書いてあったが。完璧ではないから、少しは漏れるということではないのか。
事業者	9頁に示している。構造的には漏れないということ。
委員	雨水には有機物が出てくるとの説明だったが、重金属等も出てくる場合もあるのではないか。
事業者	そのとおり。有機物等と説明したつもりだった。
委員	2頁の事業の目的の3行目に「循環型社会形成の推進や環境保全への取り組みに寄与することを目的とする。」とあり、先々リサイクルも実施するかどうか確認したが、見当たらない。そうであれば削除すべきではないのか。
事業者	循環型社会においても100%残さが出ないリサイクルが可能なわけでは

なく、こういう施設が必要であり、それがあるからこそリサイクル施設が造れるもの。こういう処分場を民間の事業者や自治体も含め、納得していただけるようリサイクル施設ないし廃棄物処分場を造る事業を営んでいくために、地域として安心できる施設があることで、循環型社会の達成ができる趣旨である。

委員 気持ちはわかるが、「廃棄物の適正処理をし、環境保全への取り組みに寄与することを目的とする。」とした方がすっきりすると思う。最終処分場だから次はないわけだから。意見として出すつもりである。

委員 最終処分とは必要性である。循環型社会を推進していくためにはどうしても必要なんだと書いてもいいのでは。目的ではない。

委員 再度文章の推敲をお願いしたい。

事業者 了解した。

委員 管理型でも漏れたらどうするのか、完全ではないが遮水できるとなっているが、その辺りを数字的に準備書で示すのか。

事業者 試験結果等を踏まえて、構造的にもう少し詳細に詰めて準備書で示すことになる。今からアセスの中でポリングをやりながら調査を進めていくことになるので、方法書では粗い内容となっている。

委員 3 m位のシルト層については、これだけの面積でその連続性や厚さの変化をかなり慎重につかまないといけないと思う。基準省令はものすごくあまいという印象を受けた。厚さ50 cm以上の不透水層で 10^{-6} オーダーで良いとなっている。

事業者 そういうことも踏まえ、設計の立場からは、ポンプアップなり調整池を下流に設置して、底に水を溜めないように、2重の対策をとるようにしている。

委員 最終的な埋立ラインは護岸から20 m離してあるが、この線で問題ないということを決めたものなのか。

事業者 計算上、高波が来ないような距離と高さを考慮したものとなっている。

委員 経済性のためにギリギリまで線が引いてあるのかなあというふうに穿った考えもしがちなので、ここでいいんだ、安全だという根拠が必要ではない

事業者 | か。20mがどれくらいの距離なのか護岸の高さと併せて追求しないとわからない。

事業者 | 最大では28m、最小18mぐらいで、平均すると20m程度となる。

以上

配付資料

会議次第

「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」に関する環境影響評価手続き等について（次第裏面）